

取引先が発行したインボイスの受け取りについての対応

取引先のインボイス対応については、現状は、制度開始直前にならないと判明しないことも多くありますが、令和5年10月までに、以下の点について対応が必要になります。

特に、小規模な事業者からの仕入れや外注費があるときは、相手に適格請求書発行事業者登録の意向や登録状況を確認する必要があります。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認
- ② 取引先からのインボイスの受取方法の確認
- ③ 事前に受け取ったインボイスの様式確認
(項目が不足している場合は是正の依頼)
- ④ 受取ったインボイスからどのように仕訳を計上するか、またそのタイミングを決定
- ⑤ 受取ったインボイスの保存方法の確定

【口座振込や口座振替で支払いが行われる取引の対応】

事業所の家賃など、銀行の口座振込や口座振替によって支払いが行われ、取引の都度、請求書等が発行されない取引についても原則として適格請求書の保存が必要なため、次のように対応します。

口座振込	請求書等に代わり「振込金受取書」と「賃貸借契約書」を保存する。
口座振替	帳簿に「口座振替のため」等と記載をするとともに「賃貸借契約書」、銀行口座に係る「通帳」を保存する。

借主は、「賃貸借契約書」「振込金受取書」等の保存に加え、記載が不足している「登録番号」「適用税率」「消費税額」等について貸主から別途通知を受けて保存します。